

川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和32年11月20日条例第32号</p> <p>第1条 略</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員のうち常時勤務を要する職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2 手当の種類は、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、<u>特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当</u>とする。</p> <p>第3条～第9条の2 略</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第9条の3 管理職員特別勤務手当は、前条第1項の規定に基づき管理職手当を支給される職員、川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年川崎市条例第57号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)又は川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成24年川崎市条例第 号。以下「任期付研究員条例」という。)第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第1号任期付研究員」という。)が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日において勤務する場合に支給する。</p>	<p>川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和32年11月20日条例第32号</p> <p>第1条 略</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員のうち常時勤務を要する職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2 手当の種類は、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び<u>特定任期付職員業績手当</u>とする。</p> <p>第3条～第9条の2 略</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第9条の3 管理職員特別勤務手当は、前条第1項の規定に基づき管理職手当を支給される職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年川崎市条例第57号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日において勤務する場合に支給する。</p>

改正案	現 行
<p>第10条～第11条の2 略</p> <p><u>(任期付研究員業績手当)</u></p> <p><u>第11条の3 第1号任期付研究員又は任期付研究員条例第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員に対して、任期付研究員業績手当を支給することができる。</u></p> <p>第12条～第14条の4 略</p> <p><u>(第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員についての適用除外)</u></p> <p><u>第14条の5 第3条の2、第4条、第4条の3、第9条の2及び第11条の規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、第1号任期付研究員については、第6条、第7条第2項及び第8条の規定は、適用しない。</u></p> <p>第15条 略</p> <p>(支給額及び支給方法)</p> <p>第16条 職員の給与の額及び支給方法は、川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）、<u>任期付職員条例及び任期付研究員条例</u>に規定する職員の給与並びに企業の特異性と実態を考慮して管理者が定める。</p> <p>第17条 略</p>	<p>第10条～第11条の2 略</p> <p>(新設)</p> <p>第12条～第14条の4 略</p> <p>(新設)</p> <p>第15条 略</p> <p>(支給額及び支給方法)</p> <p>第16条 職員の給与の額及び支給方法は、川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）<u>及び任期付職員条例</u>に規定する職員の給与並びに企業の特異性と実態を考慮して管理者が定める。</p> <p>第17条 略</p>